

幼稚園(未移行)等

A

令和元年 9月 15日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

南城市福祉事務所長 殿

幼稚園(未移行)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望するので、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※「預かり保育事業を利用する場合は、この申請書とは別で申請が必要になります。」

下記の施設を利用する方の申請書です。

- ・新制度未移行の幼稚園
- ・特別支援学校幼稚部

※預かり保育利用は、こちらではなく、B申請の新2号・新3号の申請が必要となります。

		認定希望日(施設利用開始日)		令和元年10月1日		
保護者	フリガナ	ナンジョウ タロウ		居住地	〒901-1495 南城市佐数字新里1870番地	
	氏名	南城 太郎		申請子どもとの続柄	父	
	日中の連絡先(電話番号)		*確実に連絡の取れる順に記入して下さい!		転入予定日	年 月 日
	①	0X0-XXXX-XXXX	②	0Y0-YYYY-YYYY	生年月日	昭和ZZ年W月WW日
子ども申請	フリガナ	ナンジョウ ヒメ		現住所	〒 -	
	氏名	南城 姫		申請者と異なる場合のみ記載	個人番号(マイナンバー)	
	生年月日		平成△△年 □月 □日		2222222222	

転入後住所がわからない場合は、現住所を記入してください。

注意!! 「認定希望日」前までには転入してください。

●利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

フリガナ	ナンジョウヨウチエン	所在地	〒901-1495 098-917-5343
施設名	なんじょう幼稚園		●町字▽▽▽11番地
		利用開始(予定)日	令和元年 5月 1日

施設の利用開始日(予定日)を記入してください。

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼をすることがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- 申請内容に変更があった場合は、子ども・子育て支援法施行規則第28条の8の規定に基づき速やかに届出してください。

令和元年 9月 15日

保護者氏名

南城 太郎

注意!! 上記事項をお読みになった上、同意署名をお願いします。